

2024年10月1日

工事請負契約における最低制限価格の算定式の見直しについて

以下の内容は2024年10月1日以降に公表を行う工事請負契約の契約案件に適用されるものです。

最低制限価格は原則として予定価格が1,000万円を超える工事請負契約の競争入札に設定します。

1 算定方法の変更内容

国土交通省の低入札価格調査基準改定に伴い、最低制限価格の設定範囲及び一般管理費の算入率を改正するもの

2 設定範囲

予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内

3 算定方法

工事請負契約における最低制限価格は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で、下記のアからエにより算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とします（予定価格の10分の7.5に満たない場合は予定価格の10分の7.5とします。予定価格の10分の9.2を超える場合は予定価格の10分の9.2とします。）。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7（解体工事は10分の8）を乗じて得た額（小数点以下は切捨てます）
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（小数点以下は切捨てます）
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（小数点以下は切捨てます）
- エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額（小数点以下は切捨てます）

（注1） 予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用をアからエを基に算出した金額に合算します。

（注2） 建築工事（建築設備工事を含む）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれている場合、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1（昇降機設備工事にあつては10分の2）を乗じた額とします。

（注3） 特別なものについては、上記のアからエによる算出によらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とします。